

○金沢大学能美学舎規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 189 号)

改正

(設置)

第 1 条 金沢大学に金沢大学能美学舎(以下「学舎」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 学舎は、金沢大学の学生及び教職員の合宿研修のための施設として、共同生活を通じて交流と相互理解を図り、かつ、学生の学外における演習、実習、課外活動等大学教育の効果を高めることを目的とする。

(職員)

第 3 条 学舎に、次の職員を置く。

学舎長 教育担当理事をもって充てる。

学舎員 学務部学務課の職員をもって充てる。

(任務)

第 4 条 学舎長は、学舎の管理運営について責任を負う。

2 学舎員は、学舎長の命を受けて学舎の業務に従事する。

(管理運営)

第 5 条 学舎の管理運営に関する事項については、金沢大学学生生活委員会において審議する。

(細則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、学舎の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。